

第72期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況
当社株式の大規模買付行為に関する
対応方針（買収防衛策）

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.anest-iwata.co.jp/>）に掲載することにより株主各位に提供しております。

アネスト岩田株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

なお、当社は2016年6月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記の監査等委員会については、移行後の運用状況を記載しておりますが、移行前においても監査役会については同様の体制整備・運用をしております。

(基本方針)

① 当社及び当社グループにおける取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの基本方針、当社グループで働く全ての者が責任のある行動を取るための指針、法令・定款・方針・社内規程等の遵守などを定めた「アネスト岩田フィロソフィ」を取りまとめ、浸透を図っています。また、法務担当部門により継続的にコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査部門の配置により、その浸透状況を確認しています。
- (b) 当社の製品別担当部門が各グループ会社の主管として指導・支援を実施しています。また、各グループ会社は定期的に当社に財務状況や取締役会の審議結果等を報告しています。
- (c) 内部通報窓口「アネスト岩田ホットライン」を設置し、不正リスクを軽減させるとともに、法令上疑義のある行為を早期に発見・対応する体制を構築しています。また、代表取締役による相談窓口「提案ポスト」も設置しています。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、及び、取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により事業を有効かつ効率的に運営するため、以下の取り組みを行っています。

- (a) 代表取締役を補助するため、執行役員を任命し執行役員会を設置します。当社の取締役会から一部の意思決定権限を代表取締役へ委譲し、執行役員会で審議します。これにより、重要な事項についての取締役会での活発な議論を可能とするとともに、取締役会の監督機能の強化を図ります。
- (b) 任意の諮問機関である指名・報酬委員会が、取締役候補及び執行役員候補の指名を取締役に答申することで、公正かつ透明性の高い手続きを行います。また、CSR委員会及び内部統制委員会を設置し、それぞれの事項について具体的な立案を行い、取締役会への上申を行います。
- (c) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役9名のうち業務を執行しない取締役を半数以上の5名としています。
- (d) 取締役会全体の実効性について、定期的に分析・評価をしています。

- (e) 取締役会その他の重要な会議の意思決定にかかる情報（文書・議事録）及び重要な決裁にかかる情報の保存・管理についての指針を定めています。また、電子ファイル等に関わるシステムを安全に管理し、不測の事態にも適切に対応しています。

③ 当社及び当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの洗い出し・予防及びリスクが現実のものとなった場合の企業価値の保全を目的として、リスク危機管理規程を定めています。その運用の状況については、内部統制委員会で定期的に確認します。
- (b) リスク危機管理規程等に基づき、リスクに対する統一した管理体制として、社長執行役員を委員長とした「危機管理委員会」を設置しています。緊急事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を召集し、迅速かつ適切に対応するとともに、事後の防止策を講じます。
- (c) 万が一当社グループの製品に不具合があった場合に的確に対処できるよう独立した品質保証部門を設置し、お客様の満足向上に努めています。

④ 監査等委員以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制とその他監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するための体制、及び、監査等委員会の職務を補助すべき従業員及びその従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するため、以下を定めています。

- (a) 社内の事情に精通した常勤の監査等委員を 1 名選定していること。
- (b) 監査等委員以外の取締役及び従業員は職務執行等の状況について監査等委員会に報告しなければならないこと。
会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行状況、会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項、月次決算報告、内部監査の状況と監査結果、法令・定款等に違反するおそれのある事項、上記以外の会社経営上重要な事項等。
- (c) 監査等委員は取締役会以外の重要な会議にも出席できること。
- (d) 監査等委員は代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることができること。
- (e) 監査等委員は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができること。
- (f) 内部通報制度を利用して通報された内容は、監査等委員に全て通知されること。通報者に対する不利益の取り扱いは、監査等委員に直接通報された場合も含め、禁止されること。
- (g) 監査等委員の職務に必要な費用は、仮払いの要否も含めて、監査等委員会の判断により決定すること。
- (h) 監査等委員会は、その職務を補助させるため、内部監査部門に対して必要な事項を指示できること、及び、その事項については、内部監査部門は監査等委員会以外の指揮命令を受けないこと。また、内部監査部門の人事は代表取締役と常勤の監査等委員との合意の上で、監査等委員会が決定すること。

(運用状況の概要)

当社グループでは、上記の基本方針に基づき「業務の適正を確保するための体制」の整備及び運用を実施しています。

社はや経営理念を中核とする当社グループの考え方をまとめた「アネスト岩田フィロソフィ」の定着のため若手を中心としたプロジェクトを発足させ浸透活動を推進しました。また、社内規程についても、形骸化を防ぐための定期的な見直しを実施した他、規程改革プロジェクトを中心に、全面的な見直しを実施しています。内部監査部門は年間監査計画に基づく内部監査を実施しましたが、業務の重要な不適正につながる指摘はありませんでした。内部通報制度「アネスト岩田ホットライン」及び提案制度「提案ポスト」につきましては、通報及び相談はありませんでした。これについては、過去の通報や相談事例も参考に風土改革を進めたことや代表取締役による各工場・支店・営業所への訪問などにより直接対話の機会を設けたことにより通報及び相談の必要がなくなった部分もあると認識していますが、これらの制度の社内への周知活動については今後も継続的に実施します。

当社の取締役会から代表取締役へ委譲する権限について見直し、より有効に議論を可能とするとともに、監督機能の強化を図りました。当社の取締役会は、毎月1回以上開催し、社外取締役も出席し、毎回発言がなされました。その中では、取締役会全体の実効性についての分析・評価も実施しました。また、指名・報酬委員会、CSR委員会及び内部統制委員会の各諮問委員会から取締役会へは都度必要な上申がなされました。グループ会社の取締役会については、各社年2回以上開催し主管しているエアエナジー事業部長又はコーティング事業部長が出席し、その結果については当社の取締役会にて報告されました。また、各社の業績については、毎月当社に報告されました。

リスクに対する統一した管理体制として設置している「危機管理委員会」については、本年度はその緊急開催を必要とする事案は発生しませんでした。また、業務を執行する取締役、執行役員等の上級管理職、海外外向者等に対してリスク評価のアンケートを実施し、当社グループが抱えるリスクを洗い出すとともに、その集計結果に基づき社内会議「One ANEST IWATA Meeting」を開催し、リスクの内容の分析や対応方法を議論しました。その結果は取締役会に報告される予定です。

監査等委員会はほぼ毎月開催され、毎回、活発な意見交換や審議・決議をおこなっていることを確認しました。監査等委員には四半期ごとに会計監査人から監査の状況が報告されるとともに、内部監査部門も含めた「三様監査協議」を定期的に実施し情報の交換を行っていることを確認しました。なお、監査等委員からの求めに応じ、内部監査部門の3名を「監査等委員の職務を補助すべき従業員」とし、代表取締役からの特命監査事項を除き、監査等委員以外の取締役や他の従業員からの独立性を確保しています。

以上

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

平成19年5月15日施行

平成29年5月11日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、大正15年に創業以来、「誠心」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No. 1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下の「グループ経営ビジョン」を定め、中長期的な経営戦略としております。①お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No. 1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様への買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入するものであります。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様が発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合は適用対象とします。大規模行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付し

ます。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計4名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田 康三氏、大島 恭輔氏、高山 昌茂氏、森 敏文氏の合計4名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行なっていると判断される場合

- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる

手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です。）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様の意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、平成29年3月31日現在の大株主の状況は別紙4の「大株主の状況」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確

保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

③当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

④株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様の意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者(注9)、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者(注10)、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

- (1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合
- (2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合
- (3) 独立委員が法令等に違反した場合
- (4) 独立委員が上記2.(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か

②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か

③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か

④対抗措置を講じるか否か

⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か

⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以 上

米田 康三 (よねだ こうぞう)

【略歴】 昭和 23年 6月 生まれ
昭和 47年 3月 株式会社住友銀行 (現株)三井住友銀行) 入行
平成 13年 4月 同行執行役員本店営業第二部長
平成 14年 6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
平成 15年 4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ(株)顧問
平成 17年 6月 平田機工株式会社 代表取締役社長
平成 24年 4月 株式会社キンレイ (現株)K R フードサービス)代表取締役社長
平成 27年 6月 当社 社外取締役 (現)
平成 27年 6月 株式会社タカギ 社外取締役 (現)
平成 27年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員 (現)
平成 28年11月 フォーライフ株式会社 社外取締役 (現)

大島 恭輔 (おおしま きょうすけ)

【略歴】 昭和 29年 1月 生まれ
昭和 57年 8月 S U N X 株式会社 (現パナソニックデバイス S U N X(株)) 入社
平成 12年 6月 同社 取締役
平成 19年 6月 同社 常務取締役
平成 23年 6月 同社 常勤監査役
平成 27年 6月 当社 社外取締役
平成 28年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現)

高山 昌茂 (たかやま まさしげ)

【略歴】 昭和 36年 9月 生まれ
昭和 62年 9月 英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
平成 2年 2月 協和監査法人入所
平成 2年 8月 公認会計士登録
平成 19年 1月 協和監査法人 代表社員（現）
税理士法人協和会計事務所 代表社員（現）
平成 24年 6月 当社 監査役
平成 25年 2月 オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役（現）
平成 25年 8月 内閣府 公益認定等委員会 参与（現）
平成 27年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 客員教授（現）
平成 27年 4月 独立行政法人国立科学博物館 監事（現）
平成 28年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現）

森 敏文 (もり としふみ)

【略歴】 昭和 21年 1月 生まれ
昭和 43年 4月 三菱商事株式会社入社
昭和 55年 6月 米国スタンフォード大学 M B A 取得
平成 5年 8月 欧阿中東三菱商事株式会社 副社長
平成 7年 12月 米国三菱商事株式会社 副社長兼グループCOO
平成 12年 6月 三菱製紙株式会社入社
Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼CEO
Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼CEO
Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO
Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH取締役社長兼CEO
平成 16年 6月 三菱製紙株式会社 上席執行役員
平成 19年 8月 Heidrick & Struggles(Japan) 代表兼マネージング パートナー
平成 23年 6月 株式会社ウイルビー・インターナショナル 顧問
平成 24年 4月 株式会社コーチ・エィ 顧問（現）
平成 24年 6月 当社 監査役
平成 28年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現）

上記独立委員会委員 4 氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。

大株主の状況

【別紙4】

平成29年3月31日現在

1. 発行可能株式総数189,290,000株
2. 発行済株式総数41,745,505株（自己株式を除いた発行済株式総数：41,738,948株）
3. 株主数2,656名
4. 大株主（上位10名）

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数 (千 株)	発 行 済 株 式 総 数 (自己株式を除く)に 対する所有株式数の 割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,606	6.24
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,272	5.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,912	4.58
ア ネ ス ト 岩 田 得 意 先 持 株 会	1,881	4.51
ア ネ ス ト 岩 田 仕 入 先 持 株 会	1,827	4.38
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,520	3.64
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,105	2.65
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,034	2.48
株 式 会 社 常 陽 銀 行	960	2.30
ア ネ ス ト 岩 田 従 業 員 持 株 会	899	2.15
合 計	16,019	38.38

以 上

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,354,353	1,324,472	21,374,203	△5,277	26,047,751
当期変動額					
剰余金の配当			△876,517		△876,517
親会社株主に帰属する当期純利益			2,809,919		2,809,919
自己株式の取得				△110	△110
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,933,402	△110	1,933,292
当期末残高	3,354,353	1,324,472	23,307,605	△5,387	27,981,043

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	707,129	222,079	△258,189	671,019	1,886,713	28,605,483
当期変動額						
剰余金の配当						△876,517
親会社株主に帰属する当期純利益						2,809,919
自己株式の取得						△110
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	156,355	194,077	3,556	353,988	1,884,975	2,238,963
当期変動額合計	156,355	194,077	3,556	353,988	1,884,975	4,172,255
当期末残高	863,484	416,156	△254,633	1,025,007	3,771,688	32,777,739

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 38社

アネスト岩田コンプレッサ株式会社
アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社
エアエンジニアリング株式会社
ANEST IWATA Deutschland GmbH
ANEST IWATA Babatz GmbH
HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG
ANEST IWATA Europe GmbH
ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.
ANEST IWATA France S.A.
ANEST IWATA (U.K.) Ltd.
Anest Iwata Scandinavia AB
ANEST IWATA Iberica S.L.
ANEST IWATA Polska Sp. z o. o.
上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司
嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司
阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司
東莞阿耐思特岩田機械有限公司
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司
阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司
上海斯可絡壓縮機有限公司
上海格什特螺桿科技有限公司
岩田友嘉精機股分有限公司
ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.
ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.
ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co.,Ltd.
ANEST IWATA Korea Corp.
ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd.
PT. ANEST IWATA INDONESIA
ANEST IWATA USA, Inc.
ANEST IWATA-Medea, Inc.
ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc.
ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V.
ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA.
AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.
ANEST IWATA Australia Pty.Ltd.
ANEST IWATA RUS LLC
ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd.
ANEST IWATA MIDDLE EAST FZE

上海斯可絡圧縮機有限公司及びその子会社である上海格什特螺杆科技有限公司は、持分の取得により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、アネスト岩田キャンベル株式会社は、清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(□) 非連結子会社の数 0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 0社

(□) 持分法適用の関連会社の数 3社

株式会社アドバン理研

Anest Iwata Italia s.r.l.

Powerex-Iwata Air Technology, Inc.

(ハ) 持分法を適用しない非連結子会社の数 0社

(二) 持分法を適用しない関連会社の数 0社

(ホ) 持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なりますが各社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アネスト岩田コンプレッサ株式会社、アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社、エアエンジニアリング株式会社、ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.、及びANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.の決算日は連結決算日と同一であります。

その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

其他有価証券

時価のあるもの

主に決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主に移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主に先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物ならびに太陽光発電設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率による発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付にかかる負債または資産の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付にかかる負債として計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付にかかる資産に計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、5～10年間の定額法により償却を行っております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

該当事項はありません。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「解体撤去費用」（前連結会計年度539千円）については金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,015,442千円 |
| (2) 投資有価証券中の関連会社の株式 | 1,439,186千円 |
| (3) 投資その他の資産のその他中の関連会社の出資金 | 26,642千円 |
| (4) 担保資産及び担保付債務 | |
- 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりです。

現金及び預金	917,367千円
土地及び建物	1,411,430千円
計	2,328,798千円

支払手形及び買掛金	717,535千円
短期借入金	1,041,350千円
1年内返済予定の長期借入金	351,855千円
長期借入金	69,160千円
計	2,179,900千円

- (5) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	7,826,671千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	7,826,671千円

- (6) 受取手形裏書譲渡高 736,719千円

(連結損益計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 一般管理費に含まれる研究開発費 | 521,425千円 |
| (2) 固定資産売却益は主に車両運搬具等の売却によるものであります。 | |
| (3) 固定資産売却損は主に車両運搬具等の売却によるものであります。 | |
| (4) 固定資産除却損は主に機械装置等の除却によるものであります。 | |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	41,745,505	—	—	41,745,505

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,557	102	—	6,659

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 102株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	459,128	11.0	2017年3月31日	2017年6月26日
2017年11月10日 取締役会	普通株式	417,388	10.0	2017年9月30日	2017年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	417,388	10.0	2018年3月31日	2018年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に基づいて、円滑な経営活動を行うための資金の有効な調達及び運用を行っております。

運転資金の調達については、金融機関からの借入等により行っております。

ただし、設備投資に必要な資金の一部については、ファイナンス・リース取引を利用して調達する場合があります。デリバティブ取引については、リスク回避を目的としたものに限定して行う場合がありますが、投機的な取引については、一切行わない方針であります。

一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用する方針であります。この運用にあたっては、満期までの期間が1年を超える金融資産を選択する場合があります。このうち、長期預金については、格付けの高い金融機関に限定しております。また、満期保有目的の債券についても、信用リスクの僅少な格付けの高い債券のみを対象として取得しております。

保有する株式については主に取引先企業のものであり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況等を把握し権利の保全に努めております。

また、営業債権については、取引先の定期的な調査及び分析、未回収額の迅速な原因分析を行い信用リスクの軽減を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものにつきましては、次表には含めておりません。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	9,225,287	9,225,287	—
②受取手形及び売掛金	7,624,339	7,624,339	—
③有価証券及び投資有価証券	3,407,064	3,408,977	1,913
資産計	20,256,692	20,258,605	1,913
④支払手形及び買掛金	4,769,153	4,769,153	—
⑤短期借入金	1,396,347	1,396,347	—
⑥リース債務	893,146	929,979	36,833
負債計	7,058,647	7,095,480	36,833

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ① 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 受取手形及び売掛金
すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 有価証券及び投資有価証券
株式は取引所の価格に、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ④ 支払手形及び買掛金
すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ リース債務
元利金の合計額を新規に借入した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券

非上場株式（関係会社株式含む）

1,710,174千円

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 694円94銭

1 株当たり当期純利益 67円32銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,809,919
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,809,919
普通株式の期中平均株式数（株）	41,738,876

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	6,241,303	16,779,891
当期変動額							
剰余金の配当						△ 876,517	△ 876,517
当期純利益						2,194,316	2,194,316
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計						1,317,799	1,317,799
当期末残高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	7,559,102	18,097,690

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 5,277	21,509,347	707,129	707,129	22,216,476
当期変動額					
剰余金の配当		△ 876,517			△ 876,517
当期純利益		2,194,316			2,194,316
自己株式の取得	△ 110	△ 110			△ 110
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			156,355	156,355	156,355
当期変動額合計	△ 110	1,317,688	156,355	156,355	1,474,043
当期末残高	△ 5,387	22,827,036	863,484	863,484	23,690,520

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)
移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券
償却原価法 (定額法)
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物ならびに太陽光発電設備は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械及び装置	7～17年
- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
主として定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率による発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6. その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式で処理しております。

7. 表示方法の変更

損益計算書関係

前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「解体撤去費用」（前事業年度539千円）については金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。

8. 会計方針の変更

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,826,745千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,747,866千円

長期金銭債権 1,888,611千円

短期金銭債務 176,686千円

(3) 保証債務

関係会社の銀行借入に対して次のとおり保証（極度額）を行っております。

杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 212,480千円

(4) 短期借入金

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末日の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額 7,300,000千円

借入実行残高 —

借入未実行残高 7,300,000千円

(損益計算書に関する注記)

- (1) 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 15,252,257千円
仕入高等 1,632,619千円
営業取引以外の取引高 824,210千円
- (2) 研究開発費の総額
一般管理費に含まれる研究開発費 521,425千円
- (3) 固定資産売却益は車両運搬具の売却によるものであります。
- (4) 固定資産除却損は主に機械装置の除却によるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,557	102	—	6,659

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 102株

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	アネスト岩田コンプレッサ(株)	神奈川県横浜市	10,000(千円)	圧縮機、真空機器の販売及び修理	直接100	3人	当社製品の販売等	販売	7,890,103	売掛金	1,691,835
子会社	アネスト岩田コーティングソリューションズ(株)	神奈川県横浜市	10,000(千円)	塗装機器・設備の修理、塗装設備・部品販売	直接100	2人	当社製品の販売等	販売	2,466,496	売掛金	318,517
子会社	ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l	イタリアトリノ市	956(千EUR)	塗装機器、塗装設備の製造販売	直接86.8	3人	当社製品の販売等	販売	734,853	売掛金	339,940
子会社	ANEST IWATA Deutschland GmbH	ドイツザクセン州	400(千EUR)	塗装機器の販売	直接90.0	2人	当社製品の販売等	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	717,860
								利息の受取	1,821	その他(流動資産)	2,248
子会社	ANEST IWATA Australia Pty. Ltd.	オーストラリアニューサウスウェールズ州	500(千AUD)	圧縮機、塗装機器の販売	直接95.0	2人	当社製品の販売等	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	400,000
								利息の受取	1,198	その他(流動資産)	576

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

製品の販売につきましては、一般の取引条件を勘案して価格を決定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第72期 (2018年3月31日)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	586,476千円
賞与引当金	138,934千円
その他	619,029千円
繰延税金資産 小計	1,344,440千円
評価性引当額	△391,778千円
繰延税金資産 合計	952,661千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△167,534千円
その他有価証券評価差額金	△378,939千円
繰延税金負債 合計	△546,473千円
繰延税金資産の純額	406,188千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第72期 (2018年3月31日)	
法定実効税率	30.8%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.3%
試験研究費の特別控除	△2.8%
住民税均等割額	0.4%
評価性引当額の増減	△1.0%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.8%

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	567円59銭
1株当たり当期純利益	52円57銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益 (千円)	2,194,316
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,194,316
普通株式の期中平均株式数 (株)	41,738,876